

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025年6月27日

愛知県知事 殿

届出者 住所 愛知県知多市南浜町11番地
氏名 出光興産株式会社
電話番号 執行役員愛知事業所長 高野 政秀
0562-57-0990 (北浜地区安全環境室)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	出光興産株式会社 愛知事業所北浜地区
事業場の所在地	愛知県知多市北浜町25番地
計画期間	2025年4月1日 ~ 2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	17 石油製品・石炭製品製造業
②事業の規模	製品出荷額：79,688,076万円 (事業所全体：南浜地区+北浜地区)
③従業員数	98名 (北浜地区)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	脱水汚泥 → 中間処理業者に委託してセメント燃原料化 廃プラスチック → 中間処理業者に委託して燃料化 木くず → 中間処理業者に委託して燃料化 ガラ陶 → 中間処理業者に委託して選別後に埋立処理 廃油 → 中間処理業者に委託して焼却後再資源化 金属くず・汚泥 → 中間処理業者に委託して焼却後再資源化 水銀使用製品 → 中間処理業者に委託して選別後再資源化 廃アルカリ → 中間処理業者に委託して燃料化

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物処理責任者（所長）



特別管理産業廃棄物管理責任者（安全環境室長）



産業廃棄物処理施設技術管理者（基礎化学品課）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（2024年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	-	-
	排出量	- t	- t
① 現状	(これまでに実施した取組) 新規廃棄物の発生時には有価検討を行い発生量の低減に努めている。		
② 計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	-	-
	排出量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生した産業廃棄物は種類ごとに分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（ 2024年度 ）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	-	-
① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 実績なし（実施していない）			
	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	-	-
② 計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（ 2024年度 ）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	-	-
① 現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 自社処理により、産業廃棄物量を低減した。			
	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	-	-
② 計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを継続する。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処理又は海洋投入処理に関する事項

	【前年度（2024年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	-	-
① 現状	自ら埋立処理又は 海洋投入処理を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 実施していない			
	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	-	-
② 計画	自ら埋立処理又は 海洋投入処理を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（2024年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	-	-
① 現状	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・新規委託先検討の際には再資源化できる業者を有意に選定する。 ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。 ・処分業者を複数確保し、迅速な処理とリスクの分散を図る。 			

② 計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	-	-
	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを継続する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処理が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙：産業廃棄物処理計画書（2025年度）

事業所名：出光興産株式会社 愛知事業所北浜地区

単位：トン